

経営支援センター事業 経営革新アドバイザー派遣事業運用要領

(平成 29 年 4 月 1 日)

この要領は、「県内に主たる営業所を有する建設許可業者（以下「建設業者」という。）」が行う経営革新（経営基盤強化、新分野・新市場開拓等）の取り組みを支援することを目的に平成 15 年 8 月 1 日に設立した社団法人岩手県建設業協会経営支援センターの「経営革新アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）」派遣事業に関して必要なことを定める。

1 事業の概要

アドバイザーは、建設業者が行う、企業合併連携等協業化、新分野・新市場開拓、新技術・新工法開発等において、具体的な取り組みを考えている企業の要請に基づいて、問題点解決に必要な活動を行う。

2 事業の内容

- ①活動の内容は、建設業者の具体的な取り組みにおける、情報、知識や技術、技能面などの問題に対し、問題点の解決に資する実践的な事項とする。
- ②建設業者の経営革新（経営基盤強化、新分野・新市場開拓等）に寄与すると認められる取り組みに係る専門家の派遣であること。
- ③取り組み案件が問題点の解決に資するために適切と考えられるアドバイザーを企業に派遣する。
- ④アドバイザーは、問題点の解決のために必要な指導・助言、関係機関との協議、調査研究等を行う
- ⑤専門家派遣において、その取り組みの目的が不明確な社内研修や講演会の講師は認めない。

3 事業の進め方および経費

- ①具体的な取り組みについて問題点を抱えている企業は、【別紙】「アドバイザー派遣要請書」により、経営支援センターにアドバイザー派遣の申し込みを行う。
 - ②本事業の経費はアドバイザーの活動に係るものとする。（謝金・交通費・宿泊費・その他必要な経費）
 - ③アドバイザーの謝金の $\frac{2}{1}$ に相当する額以内の額に当たる金額を、1件当たり30万円を限度として、活動に要した時間に基づいて算定する。
活動に伴う交通費・宿泊費等は岩手県の一般職の旅費規程に準じて別途支給する。
 - ④謝金および交通費・宿泊費等は、その事業が終了し、報告書等の提出後にアドバイザーが指定する口座に振り込むことにより支払う。ただし、その日が金融機関の休業日の場合は、前日に振り込むことにより支払う。
 - ⑤アドバイザーは、相談（指導）の都度、【別紙】報告書により活動内容を報告するものとする。
- ※ アドバイザーは、支援事業の実施により知り得た企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用しないものとする。

問い合わせ先

一般社団法人岩手県建設業協会 経営支援センター
〒020-0873 岩手県盛岡市松尾町 17-9 岩手県建設会館 3 階
電話 019-653-6111 ファックス 019-653-6113 メール soudan@iwaken.or.jp
担当 小原・藤村

・以下の手順による。

